

■税額控除一覧

●外国税額控除

外国に源泉がある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課税されたときに、国際間の二重課税を調整するために行われる控除です。

●配当控除

株式の配当などの配当所得がある方が申告の際に総合課税を選択した場合、その金額に下記の表の率を乗じた金額が、所得割から差し引かれます。ただし、申告分離課税を選択した場合は適用されません。

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	道民税	市民税	道民税
配当金、分配金、特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●配当割額控除

前年に配当割等を特別徴収（源泉徴収）された所得を申告した場合に所得割から控除し、控除しきれない場合は均等割に充当されます。充当しきれなかった額については還付となります。

●住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方については、住民税の所得割からも控除が受けられる場合があります。

※平成19年から20年までに入居した方については、所得税の控除期間を10年または15年のいずれか選択できる特例が設けられていますが、住民税の控除を受けることはできません。

・住民税における控除額の算出

住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額または下表の控除限度額のいずれか少ない金額が住民税の所得割から控除されます。

入居年月	平成26年4月 ～令和3年12月 ※1	令和4年1月 ～令和7年12月 ※2※3
控除限度額	{ 所得税の課税総所得金額等 + （所得税の基礎控除額 - 48万円（※4）） } × 7% （最高136,500円）	{ 所得税の課税総所得金額等 + （所得税の基礎控除額 - 48万円（※4）） } × 5% （最高97,500円）

- ※1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。
- ※2 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、※1の場合の控除限度額と同じとなります。
- ※3 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、一定の省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。
- ※4 0円未満の場合は0円

●寄附金税額控除

次に掲げる寄附金を支出したときは、下記の計算式により算出した額が所得割額から差し引かれます。

計算式 { 寄附金の額（総所得金額等の30%を限度） - 2,000円 } = (A)

寄附先	市区町村 都道府県	日赤北海道支部 北海道共同募金会	苫小牧市・北海道が条例で定める公益法人等
基本控除	(A) × 10%	(A) × 10%	苫小牧市が条例で定める寄附 (A) × 6%
			北海道が条例で定める寄附 (A) × 4%
特例控除	(A) × (90% - 所得税の限界税率)	—	—
	※個人住民税所得割の2割を限度		

※市区町村・都道府県へ寄附したときに限り、基本控除に加えて、特例控除の適用を受けることができます。